

## ストライカージム会則

### 第一条(名称、目的)

このクラブの名称は、ストライカージム(以下クラブと言う。)と称し、当クラブの会員がクラブの主催するレッスンを通して、心身の健康維持、増進を図ることを目的とする。

### 第二条(所在地)

当クラブの事務所は、株式会社ビッグアーム内に置くものとする。

### 第三条(運営、管理)

当クラブの活動は、株式会社ビッグアーム(以下会社と言う)が管理し、運営するものである。

### 第四条(会員)

- ①クラブは会員制とし、会員は当クラブの会則に基づき、レッスンに参加することができる。
- ②会社は本会則に基づく契約を締結し、会員資格を認めた者を当クラブの会員とする。

### 第五条(入会資格)

- ①当クラブに入会の資格を有する者は、健康な男女で、会則を承認し、入会を希望する者とする。
- ②高校生及び収入のない未成年者が入会を希望する場合は保護者の承諾を必要とする。
- ③刺青のある方、伝染病、精神病疾患の方々は、入会することが出来ない。  
(当クラブが必要と判断した場合、医師の診断書を提出するものとする)
- ④暴力団及び関係者は入会することが出来ない。判明次第退会していただきます。

### 第六条(入会金)

入会金は当クラブの定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しないものとする。

### 第七条(月会費及びチケット)

- ①月会費は当クラブの定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しないものとする。
- ②月会費は当クラブが定める所定の方法にて納めなければならない。  
・会員のメインバンクよりの自動引き落としシステム・・・毎月27日  
(これは、翌月分の月会費に充当する。例:1/27引落・・・2月分会費)
- ③当クラブは一般経済情勢の変動、及びクラブの運営上必要ある場合には会費を変更する場合がある。
- ④会員は、月会費を3ヶ月間滞納し、且つ、会員継続、支払いの意思が確認できない場合は、強制退会となる。  
また滞納分に関してはその後も支払い義務を継続し、必ず支払うものとする。  
尚、休会の手続きをとれば会員資格は続行できるものとする。

### 第八条(入会)

- ①入会后、7日以内に所定の手続き(入会后、入会月よりの2ヶ月分の月会費、銀行引落手続き)を完了しなければならない。
- ②入会の取り消しをする場合、7日以内に署名に捺印の上、当クラブへ提出する事。

### 第九条(退会)

- ①会員は、退会の際、必ず本人が規定の用紙に必要事項を記入、提出する事。会員証は返却しなければならない。従って口頭、電話のみ、伝言による受付は、一切しないものとする。
- ②銀行手続き上、会費の銀行引落は、申し出日の翌月の27日(休日の場合は翌営業日)の引落分より停止となる。  
(例:10/5の申し出・・・10/27引落は通常通り・・・11/27より停止)※この場合、11月末日まで会員資格有効。

### 第十条(休会)

- ①会員は、休会の際、必ず本人が規定の用紙に必要事項を記入し休会月の前月10日までに提出する事。  
11日以降の提出となった場合は翌々月からの登録となり、翌月分会費は通常通りの引き落としとなる。
- ②休会の場合は、休会登録料(500円)を月会費の代わりに納めなければならない。

### 第十一条(休日)

ストライカージムは日曜日を定休日とする。年末年始、お盆、その他やむを得ない事由により休業する場合は、その旨を事前にクラブ員に連絡するものとする。

### 第十二条(施設の廃止、利用制限)

天災、法令、及び条例の制定、改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、施設の修理・改装、その他やむを得ない事由が発生した場合は、状況に応じて、会社は施設の利用を制限することができる。

### 第十三条(責任事項)

貴重品は各自で管理し、当クラブ内で発生した盗難、破損等の事故については一切の責任を負わないものとする。

### 第十四条(諸規則の厳守)

会員は施設利用について、当クラブが定める会則及び諸規則、並びにインストラクターの指示を守らなければならない。仮にこの内容に関して違反した場合は、退室、警告、または強制退会などの処置をとるものとする。

### 第十五条(禁止事項)

- 以下の禁止事項に違反した場合は、退室、警告、または強制退会などの処置をとるものとする。
- ①当クラブ利用の際に、クラブ内で他の会員の迷惑になる行為や、レッスンの妨害になる行為は一切禁止とする。
  - ②酒気を帯びた方の参加は一切禁止とする。
  - ③クラブ内にて、宗教及び他団体への勧誘、並びに物品販売は一切禁止とする。

### 第十六条(改正)

本会則の改正、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力は、すべての会員に及ぶものとする。

### 補足

インストラクターの指示等は、会則と同じ効力を有するものとする。  
クラブ利用上の情報はクラブ内掲示版にて告知するものとする。

御署名

印

株式会社 ビッグアーム  
ストライカージム